

「家族の機能分化」と婦人労働者

大石 恵子

I

別稿⁽¹⁾で私は、一八四四年工場法の婦人規制が、何よりも、家族の秩序維持をその目的とする⁽²⁾ことを、工場法獲得運動を担った人々の要求、意図に照らして考察を行った。しかしそれだけでは、この法律を必然ならしめた客観的基盤は明らかとはならない⁽³⁾ことも、同時に指摘しておいた。

ところで、初期工場法⁽⁴⁾については、ハッチンス、ハリソン、トーマス、ウォードら⁽⁵⁾によってすぐれた研究が行われてきたが、そのいずれにおいても、対象となった労働者の社会的状態についての分析には、あまり重点が置かれていない。その中で、スメルサーが、「家族の機能分化」という観点から、工場法を分析しているのは注目される。彼によれば、工場法は、当時の技術的变化によってもたらされた家族の機能分化を促進させ、或いは補足するものであった⁽⁶⁾。スメルサーは、児童、年少者に対する工場法を中心⁽⁷⁾に扱っているが、家族の問題と密接な関連をもつ婦人の労働問題に対して、この方法は、有効な分析視角

を提供しうると考えられる。本稿は、この家族の機能分化という方法により、イギリス初期工場法における婦人規制を説明しようとするものである。

その際、まず機械の発明による家族の機能分化の過程を、次にその機能分化と工場法との関連を、という順序で考察を進めていく。

(1) 拙稿「一八四四年工場法における婦人規制」『一橋論叢』第六七巻第一号。

(2) B. L. Hutchins & A. Harrison, *A History of Factory Legislation*, 3rd ed., London, 1926.

(3) M. W. Thomas, *The Early Factory Legislation*, Essex, 1948.

(4) J. T. Ward, *The Factory Movement 1830-1835*, London, 1962.

(5) N. J. Smelser, *Social Change in the Industrial Revolution*, London, 1959. スメルサーは Differentiation of the family structure とどう表現をしているが、本稿で展開される意味内容からみて、「家族の機能分化」という言葉が適切と思われるので以後この表現を使う。

(6) *Ibid.*, p. 265.

II

「織布工の仕事場は田舎の小屋であり、坐り続けの労働に飽きると、彼は小さな庭に出て鋤や鍬をふるう。横糸となる原綿

は年少の子供が洗浄し、母親の助けのもとに年長の子供が梳き紡ぐ。その糸を、息子と共に父親である織布工が織る。これが、後にしばしばロマンティックな追憶の対象となった産業革命以前の、典型的な綿業家族である。ここでは家族が一つの強固な生産単位をなし、幼児を除く家族全員が、生産労働に携わっている。父親は織布工であると同時に職長としての役割も兼ね、全工程における最終的監督を、更には子弟の教育、職業訓練をも行う。母親は紡績、その他準備工程に責任をもつ。彼女は個人としての賃金を得るものではなかったとはいえ、家族の一員として、自身を養うに足るだけの生産労働を行っていたといわれる。

このような家族の形態は、機能分化という点よりみれば、全くの未分化状態を示すものである。すなわち、家庭が消費機能ばかりでなく、生産、教育機能など、人間の生活にとって必要な機能のほとんどをもつという家庭自身の機能の未分化と、家族のそれぞれの構成員が、これらすべての機能を一部ずつ受けもつという二重の意味での未分化である。このような、あらゆる活動の単位としての家族を、機能分化という形で分解させたのが、産業革命による機械の発明、工場制度の出現だったのである。かかる分化の過程を、ここでは(1)一七七〇〜一七九〇年。(2)一七九〇〜一八二〇年。(3)一八二〇年以後の三段階に分けて考察してみよう。

(1)一七七〇〜一七九〇年。この段階では、労働を家内制度の中において再編成したにすぎないジェニール、ミュールと、労働

働者を工場へと引き出したウォーター・フレイムという二つの系列での紡績機の発明があった。

まずジェニール及び初期の小型ミュールであるが、これは一人で動かせる紡錘の数を多くしたのみで、生産量を増加させはしたが、産業組織までを変えるものではなかった。労働は依然として小屋で行われており、従って、家族の機能はもち論のこと、家庭の機能も未分化のままであったといつてよい。

だが、当初から工場制度として出発したアークライト工場となると事情は異なってくる。まず家庭と職場とが完全に分離され、ここに家庭はもはや経済的機能を果せないという家庭の機能分化が生じる。と同時に、職場へ出る者は経済的機能のみを担当するという家族の機能分化の基本的な前提が据えられたことになる。だが、これによってすぐに家族が分解し、機能分化が生じたとするのは誤りであろう。次のような事情を考慮に入れないといけない。第一に、アークライト工場が必要とされたのは、年少者、児童などの不熟練労働であって、従って彼らだけに経済的機能が分化するということはありえなかった。第二に、工場は水力を求めて山間部に作られ労働力の調達が多量に、その克服のために、伝統的な家族の絆を維持する多量の方策が、工場内でとられていた。その一つが家族ぐるみ雇用という方法である。ここでは、家族の構成員が同一の職場で働く機会が開かれており、父親の子弟に対する監督も可能となっていた。

婦人のピッカー picker についていえば、次のような方策も

とられていた。「一般的に、婦人は家族収入を補足するために、時々働くのみである。…彼女達は工場の規律には従わない。都合のいい時に来たり帰ったりというのが習慣であるし、望めば家で仕事を行うことも許されている。」⁽¹¹⁾工業化の初期の段階において、雇用主は、労働時間に縛られるのを嫌う「気まぐれな労働者」について、多くの不満を表明している。⁽¹²⁾これは、工場制度に特徴的な作業規律が、まだ労働者を完全には包摂しきれていないことを示すものであろう。このような状態にあって、婦人もまた、家事と経済的役割とを兼ねることが可能となっていたのである。

以上より考え合わせて、この段階では、家族の機能分化は、まだ行われていなかったとみるべきであらう。

(2) 一七九〇～一八二〇年。一七九〇年代になると、蒸気機関と結びついた大型のミュール工場が興隆してくる。ここでは、アークライト工場において家族の機能分化を阻止していた二つの要因は消滅する。すなわち、ミュール工場では、その基幹工たる紡績工には熟練労働者を必要としていた。彼らは、週平均二五～三五シリングを得ている。これは、当時六人家族の食料費として必要だったのが一二～一八シリングであることを考えるならば、その上層の者は、妻や児童を働きに出さずとも、なんとか暮らしていけた額である。ここに、経済的機能が父親のみで分化した家庭の出現の可能性が作られたのである。しかし、これら熟練工の工場労働者に占める割合は、わずかに二五％程度でしかなかったことも忘れてはならない。

次にその立地条件であるが、もはや水力を必要としなくなった蒸気力工場は、労働力の豊富な都会に建てられ、ここでは家族ぐるみ雇用という方法をとらなくとも、労働力は獲得できるようになった。またこの段階になると作業規律の強化も目立ち、雇用主は体罰、罰金、新しいエートスを作る試みなど、あらゆる方法を用いて労働者の規則性を確保しようとしていた。⁽¹³⁾例えば、工場の門、更には作業部屋にまで鍵を設け、一、二分でも遅れた者は閉め出すといった厳しさであった。⁽¹⁴⁾このような規律のもとでは、婦人はもはや、家事の片手間に仕事を行うことが不可能となっていたのである。

しかし、なおこの時期にも、家族の絆は工場内に持込まれていた。つまり、紡績工が、その補助労働者たる糸繫工を雇うという間接雇用が、広範に広がっていたということである。紡績工は妻や子供を雇い、この限りにおいては、父親たる紡績工は、その子弟に対する教育、訓練を工場内で行うことができた。これが、児童労働に対しては、一種の保護装置の役割を果たしていたのである。

この段階では、家族の機能分化は、まだ過渡的段階にあったといえるのである。

(3) 一八二〇年以後。この時期になると、前段階における児童労働への保護装置が、次第に失われはじめることに注目しておきたい。技術変化に伴い、一人の紡績工が必要とする補助労働者の数の増加がみられるようになり、⁽¹⁵⁾血縁関係にない者をも糸繫工として雇わざるを得ない状態が生じてきたのである。加

えて、賃金が着実に増加していく紡績工の子弟は、次第に工場から姿を消し、一方、窮乏度を深めつつある手織工が、その子弟、妻を工場に送るようになり、ここからも、紡績工と補助労働者の血縁関係はくずれていったのである。紡績工はもはや、工場内においてその子弟を教育し、或いは保護するという機能を果しえなくなった。彼はもっぱら経済的機能のみを果たし、その他の非経済的機能は、家庭において妻に任されるといふ家族の機能分化が、ここに生じたのである。

だが、この機能分化には、次の問題点があった。第一に、これによって児童、年少者が血縁関係による保護なしに工場に登場したことになる。工場内における児童への虐待、苛酷な労働条件は、当時社会問題として多くの注目をあびていたが、しかし、それが、しばしば血縁者である紡績工自身によって行われていたことが指摘されている⁽⁹⁾。苛酷な労働条件も、それが保護者のもとで行われている限りにおいては、弊害も緩和されていた。児童の労働問題は、工場内における血縁関係が絶たれた時に、はじめて深刻なものとなるのである。

第二に、非経済的役割が婦人に課せられたにもかかわらず、経済的理由により、多くの婦人が工場へ出るのをえなかったということがある。工場監督官ホーナー I. Horner は「四五〇人を雇っているある工場主によれば、週平均二〇ミリングを稼ぐ人は二〇人にも満たない。一家族の中で数人が雇われている場合はかなりの生活ができるが、稼ぎ手が一人の場合には、生活は非常に困窮する」と報告している。この例は、かなり極端

なものであるとしても、高賃金を得る人の割合が減少してきていることがわかる。家庭の管理機能を担当しながら、かかる事情により工場へ出るのをえないという矛盾、これが当時の婦人の労働問題といわれる多くのものを生んだと考えられるのである。

工場法は、この二つの問題に対処するものとして登場したと考えられよう。

(7) A. Ure, *Cotton Manufacture of Great Britain*, London, 1836, Vol. I, p. 186.

(8) 婦人の生産労働は、産業革命を始めて始まるころから説があるが、これは誤りであろう。(I. Pinchbeck, *Women Workers and the Industrial Revolution 1750—1850*, London, 1930, p. 1; A. Clark, *Working Life of Women in the Seventeenth Century*, London, 1919, pp. 11—13.)

(9) ここでは便宜的に、前者を「家庭の機能分化」とよび、後者を「家族の機能分化」とよぶ。この分化の過程は、前者については、家庭と職場の分離、後者については、教育機能の父親からの分離という点に代表させて考察する。

(10) N. J. Smelser, op. cit., p. 185.

(11) Ibid., pp. 185—6; F. Collier, *The Family Economy of the Working Classes in the Cotton Industry 1784—1833*, Manchester, 1964, p. 17.

(12) S. Pollard, "Factory Discipline in the Industrial Revolution," *Economic History Review*, 2nd series, No.

16, pp. 254—260.

(13) F. Collier, op. cit., pp. 60, 63.

(14) Ibid., p. 50.

(15) S. Pollard, op. cit., p. 260.

(16) Ibid., p. 257.

(17) ミニール紡績工程においては、年少者、児童のうち九割近くが紡績工によって雇われている。(戸塚秀夫『イギリス工場法成立史論』一九六六年、一六七頁。)

(18) 一八一九年にある紡績工は二人の糸繫工を使っていたが、一八三二年になると、一人の紡績工に三人が必要となり、更に翌年には四人という報告がなされている。(N. J. Smelser, op. cit., p. 197—8.)

(19) 戸塚、前掲書、一八一—三頁。N. J. Smelser, op. cit., p. 270—9; J. L. & B. Hammond, *The Town Labourer*, 2nd impr., London, 1917, p. 33.

(20) *Reports of the Inspectors of Factory*, ended December 31, 1841, p. 29.

III

工場法を要求する労働者の本格的な運動は、やっと一八三〇年代になって、綿業労働者を中心として始められた。これは、この運動が、既に見たような家族の機能分化によって引き起された労働問題に対応するものであることを示している。スマルサーは、これによって、(1)労働者の健康は以前の方がはるかに

劣悪であったのに、何故運動は三〇年代に起ったのか。(2)綿工場における健康状態は、他の産業と比べて悪くないし、多くの場合良好ですらある。何故他の産業では、これと同じ関心が生まれなかったのか、という二つの疑問が明らかになるとして、すなわち、機能分化が明白な形をとるのは、既述のように一八二〇年以後であり、これが真先に起ったのが綿業においてであったからである。児童の状態は、農業や手織工の場合の方が悪かったかもしれないが、しかし、より分化していない社会構造が、児童に対する保護を保っていたというわけである。²¹⁾ 婦人に関していうならば、これらの産業分野においては、綿工場のような労働時間に関する厳しい規律がなく、これが機能分化によって引き起される矛盾を出現せしめなかったからである。²²⁾ 従って、婦人についても、スマルサーの見解はあてはまるといえる。

一八三〇年代における一〇時間運動の特徴の一つとして、年少者、児童の区別なしに一律一〇時間の要求を行ったこと、教育条項にはほとんど関心をもっていなかったことがあげられる。これには、一律の規制によって全労働者の労働時間をも、実質的に制限しようとの意図がこめられている。²³⁾ 成人、児童を同一の労働時間にすることによって、伝統的な労働関係、すなわち工場内における親子の絆を維持しようとするものであり、この絆が保たれる限りにおいては、特別の教育の必要も感じていなかったのである。従って、この運動は古い家族関係の維持を志向しているといえてよく、これが、この段階において、一〇時

間運動が後向きの姿勢をもつといわれる一つの理由ともなっている。

だが、実際にできた一八三三年工場法は、児童の労働時間を週四八時間に、年少者のそれを六九時間に規制し、これは労働者の意図とはまさに逆に、機能分化を促進させる効果をもつものであった。労働時間を制限された児童は工場から解雇される事が多く、彼らは家庭に戻るか、或いは規制の行われていない他の産業分野に沈没していった。いずれの場合においても、工場内における血縁関係は全く絶たれる。また解雇されないにしても、成人、児童が共に働く時間は以前よりもはるかに短縮され、父親は、もはや児童の教育を果せなくなる。同工場法にもられた教育条項は、教育の機能が、父親から完全に分化したことを示しているのである。

工場内に持込まれていた非経済的機能が工場から分離してくるにつれ、これらを効果的に機能させるには、より多くの時間とエネルギーとが工場外に、つまり家庭とか学校とかに向けられなければならないことが認識されてくる。これによって家庭の重要性が、同時に、家庭管理を果すべき婦人の役割が注目されるようになったのである。しかも一八三三年工場法は、保護を課せられた児童の解雇しその代替としての婦人の雇用、という形で婦人労働者を増加させるものでもあった。

このように、一八三三年工場法は、家族の機能分化を促進させたが、四〇年代における一〇時間運動は、この一八三三年工場法の影響を反映している。児童の教育条項に対しても関心を

もちはじめ、また婦人の労働時間規制という新しい目標を掲げたのである。機能分化という事態に対して、もはや過去を取り戻そうとするのではなく、積極的に適応していこうとの動きがここにみられるのである。

婦人の労働時間に対する関心は、婦人の健康への配慮、競争者としての婦人労働者への恐れなども含んでいたであろうが、何よりも、家族の機能分化によって非経済的役割を割り当てられた婦人が、工場労働者として長時間家を離れなければならぬという矛盾、そこから生じた家庭の混乱という問題から生じているのである。しかも、その婦人労働者の数は、年々増加している。工場法による婦人の労働時間規制は、かかる家庭の混乱を是正すべき手段として登場したと考えられるのである。

婦人の労働時間を一二時間に規制した一八四四年工場法は、以上のような状況の中で成立した。同法は、児童に対してはハーフ・タイム制度を導入することによってその労働時間を一層短くし、また違反をより困難にするための条項を設けることによって、児童と成人との分離を、ほぼ完成することになった。

婦人にとつては、より多くの時間を工場外で、家庭を作り、子供を養育するエネルギーにさくことが可能となった。当初、規制反対の理由とされていた賃金の減少、婦人の解雇といった事態もなく、労働時間が短縮されたことで、ますます多くの婦人が工場へと出るようになった。これと、機能分化が一層促進されたこととあいまって、一二時間の労働時間は、まだ長すぎるということがより意識されることとなった。もはや一〇時間

法は必然のものとなっていたのである。

- (21) N. J. Smelser, op. cit., p. 278.
- (22) 一八四三年の児童雇用委員会の報告によつて、未規制の産業部門の方が、労働条件ははるかに悪いことが指摘されている。労働時間は一二時間以下と云うのは少なく、一三〜一五時間、更には一六〜一八時間と続くことすら珍しくない。だが次のような証言に注目しておきたい。「通常労働時間は朝六時半から夜八時迄である。しかし時間については何の規制もないので、この範囲内であれば、彼らは自分の好む時に仕事をすることが可能である。月曜日には半数以上が来ない。」(Children's Employment Commission, Second Report, 1843, pp. 50—66.)
- (23) M. W. Thomas, op. cit., p. 39.
- (24) B. L. Hutchins & A. Harrison, op. cit., p. 49.
- (25) N. J. Smelser, op. cit., p. 287.
- (26) W. F. Neff, *Victorian Working Women*, London, 1929, p. 70.
- (27) 当時は、婦人の低賃金については、ほとんど触れられることがなかった。むしろ高賃金は、家庭から婦人を引き出すとして反対する声が強う。(Children's Employment Commission, Supplementary Report, Part 1, 1834, p. 33.) この事実からも、人々の関心が家庭の問題にあったということができよう。
- (28) 研究史における「工場法の婦人規制への根拠」につい

ては、拙稿前掲論文、一〇五頁参照。家庭との関連で言及したものは、ほとんどない。

- (29) W. F. Neff, op. cit., p. 76; *Reports of the Inspectors of Factories*, ended May 19, 1847, p. 18.

- (30) ここから工場法は婦人を労働者として確立するものでもあったという評価が生じてくるのである。(I. Pinchbeck, op. cit., p. 314; B. L. Hutchins, *Women in Modern Industry*, London, 1915, p. 204.)

IV

以上、スメルサーの機能分化という観点を、婦人労働者にまで展開させ、初期工場法における婦人規制の必然性について考察を行った。もち論、この視点だけで、工場法が説明しきれぬとは考えられない。工場法が資本主義社会における労働者への施策である以上、経済的な要請という観点を抜きにしては考えられないことであろう。しかし、従来ともすれば、経済の合理性のみを重視して説明されていた工場法に対して、社会の最も具体的な単位である家族の構造的変化という、労働者の社会的状態の分析を加えたのは、スメルサーの一つの功績として注目されるべきであろう。また次の点も評価しておきたい。家族の機能分化が、産業革命の過程の中から生じたということも明らかにすることにより、「夫が妻を扶養し、妻はその代償として家事を担当する」というような、明確な分業を前提とした概念は、しばしば考えられているように、決して太古からのもので

はなく、むしろ産業革命以後のものであるという考えに根拠を与えたことである。ピンチベックが、産業革命の婦人にとっての意義として、家庭を作り、子供を育てることに、婦人がそのエネルギーを捧げることが可能となり、またその役割の社会的重要性が認められたことをあげているのも、スマルサーと同じ意味においてなのである。

だが同時に、この機能分化という方法が、家内労働をどうと

らえるかが問題となろう。特に一九世紀末になると、「苦汗産業」に対する保護法が問題となってくるが、これをどのよう説明するのか、これが残された今後の課題となるであろう。

(31) S. Anthony, *Women's Place in Industry and Home*, London, 1932, p. 56.

(32) I. Pinchbeck, op. cit., p. 307.

(一九七一・十一・十五) (一橋大学大学院博士課程)